

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 照屋仁士議員、9番 金城好春議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第2．議長諸般の報告をいたします。町長からの追加議案として7件、議案第27号 南風原小学校空調機整備工事の請負契約について、議案第28号 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約について、議案第29号 北丘小学校空調機整備工事の請負契約について、議案第30号 翔南小学校空調機整備工事の請負契約について、議案第31号 南風原中学校空調機整備工事の請負契約について、議案第32号 南星中学校空調機整備工事の請負契約について、報告第8号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正についてが提出されております。議員からは、議員提出案件として、意見書第1号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書、意見書第2号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書、意見書第3号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書、意見書第4号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書、意見書第5号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書、決議第3号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議、6件の意見書と1件の決議が提出されており、お手元に配付してございます。

次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。それぞれ後刻議題といたします。

次に、決議第4号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり後刻議題とすることにします。以上をもって議長諸般の報告といたします。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第20号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 議案第20号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。それでは経済教育常任委員会から読み上げて報告させていただきます。議案第 20 号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。6月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め、質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。執行部から、消費税及び地方消費税の税率がことし10月から引き上げられることに伴い、南風原町下水道条例の一般汚水使用料を改定する必要があるとの説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時04分）

○議長 知念富信君 再開します。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 審議の経過の後、討論に入り、討論はありませんでしたが、本会議にて反対討論を行うと委員からありました。以上です。

○議長 知念富信君 これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 おはようございます。議案第 20 号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行いたいと思います。今回の議案は、10月に予定されている消費税 10%の値上げを前提としている改定であります。提案理由にも示されておりますけれども、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための法律と書かれております。要するに、安定財源の確保を目的とした法律に基づいて消費税が引き上げられると述べております。1989年に3%で消費税が導入されたとき、社会保障のためというのが理由でした。5%、8%のときもそうでありました。今、社会保障制度の現状はどうでしょうか。年金は下げられる。そのせいで、今問題となっている30年間で2,000万円、夫婦で足りない。年金が低くなっているわけであります。受け取りは先送り、生活保護は改悪、健康保険も値上げ、介護も対象外など、悪くなる一方であります。消費税が導入されて、この30年間の累計で372兆円ほどが国庫に入ったそうであります。消費税を導入して、翌年の1990年には法人税の減税が始まりました。1990年からこの間、29年間に

減税された法人税は、約 291 兆円です。消費税の導入で、巨額の新しい財源ができたにもかかわらず、そのほぼ 8 割は法人税の減税分に流用されたことになります。法人税減税を実行するために、消費税の導入と税率アップがあったと言っても過言ではないと思います。消費税の増税をしなくても社会保障の安定財源の確保はできるのではないか。

例えば、大企業への優遇税制を改め、中小企業並みに負担を求める。富裕層優遇の証券税制を改め、最高税率の引き上げを図る。また、米軍への思いやり予算を廃止する。そういうもろもろの改革で、8 時間働けば普通に暮らせる社会をつくることができます。社会保障制度の充実やお金の心配なく学び、子育てができる社会をつくることもできます。以上の観点から、消費税の 10%へのアップをしなくても、社会保障を賄う財源は確保できると考えます。消費税アップは断念すべきであり、町民の暮らしを守る立場からも、生活に直結する増税を許すべきではありません。10%の増税を前提とした今回の議案に反対するものであります。議員の皆様方のご賛同をお願いしたいと思います。

なお、次に委員会の報告が予定されています議案第 21 号、議案第 24 号、議案第 25 号、残り 3 つの議案につきましても、私は同じ理由で反対をするつもりです。しかしながら、討論の内容は同じですので、残りの議案については割愛させていただきます。以上、よろしくお祈りします。

○議長 知念富信君 次に議案に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 20 号南風原町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 4. 議案第 21 号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 4. 議案第 21 号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて報告いたします。議案第 21 号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6 月 11 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。6 月 12 日に委員会を開き、関係部長、

課長及び担当職員の出席を求め、質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。執行部からは、消費税の税率の引き上げに伴う一般汚水使用料の改定で、議案第 20 号と同様との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 21 号南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 5．議案第 22 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長 知念富信君 日程第 5．議案第 22 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん おはようございます。それでは総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第 22 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 1 号）審査の経過 本案は、6 月 11 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、審査を付託され、関係部長、課長、担当職員の出席を求め、6 月 12 日に説明を受け審査を行いました。その審査の中で主な事項について報告いたします。

こども課について。予算書 14 ページ、3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費、3 款 2 項 2 目、保育所運営事業、幼児教育保育の無償化に関する増額補正について、無償化に向けての準備段階で、町の負担があるか委員から確認がありました。執行部からは、幼児教育保育の無償化の準備に関しては、町の負担がないこと、また現時点で令和 2 年度は約 1,100 万円の歳出増を想定しているとの説明がありました。

続いて、産業振興課について。予算書 16 ページ、7 款 1 項 1 目、商工振興費、プレミアム付商品券に関する増額補正について、商品券の購入場所及び使用できる店舗について確認がありました。執行部からは、商品券購入引換券の送付までを町が実施し、それ以降の手

続を商工会へ依頼する予定であること。また、商品券の購入場所については、前回と同様、町内の大型店舗を予定し、商品券使用店舗については、商工会が公募すると説明がありました。以上です。

○議長 知念富信君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 22 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 6．議案第 23 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長 知念富信君 日程第 6．議案第 23 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 23 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 審査の経過 本案は、6 月 11 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、審査を付託され、関係部長、課長、担当職員の出席を求め、6 月 12 日に説明を受け審査を行いました。14 日に採決を行い、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 23 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立

を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 知念富信君 日程第7. 議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について報告いたします。審査の経過 本案は、6月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。6月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。消費税及び地方消費税の税率がことし10月から引き上げられることに伴い、一般汚水使用料を改定する必要があること。またそれに伴うシステム改修があることにより、予算の補正増が必要であるとの説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 知念富信君 日程第8. 議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別

会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。審査の経過 本案は、6月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。6月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑応答を行い、まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．議案第26号 町道の路線の認定について

○議長 知念富信君 日程第9．議案第26号 町道の路線の認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは議案第26号 町道の路線の認定について報告いたします。審査の経過 本案は、6月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。6月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。当日は、本案に関する現地調査を行い、まとめと採決を行いました。委員で認定する路線起点、新川252番地3から、終点、新川227番地7、町道289号線の現地調査を行いました。本案の町道289号線は、一般国道329号南風原バイパスによる地域分断を防止し、交通の利便性を保持するため整備されたという説明を受けました。認定対象の路線について、一般交通用に供することに問題がないことを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 26 号 町道の路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 10. 議案第 27 号 南風原小学校空調機整備工事の請負契約について

○議長 知念富信君 日程第 10. 議案第 27 号 南風原小学校空調機整備工事の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 27 号 南風原小学校空調機整備工事の請負契約について南風原小学校空調機整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 南風原小学校空調機整備工事。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 53,762,400 円。4. 契約の相手方 有限会社丸清産業・金仲設備特定建設工事共同企業体 代表者 住所 沖縄県島尻郡南風原町字山川 449 番地 商号 有限会社丸清産業 氏名 代表取締役伊吉 弘。構成員住所 沖縄県島尻郡南風原町字宮城 419 番地 商号 金仲設備 氏名 代表者仲里文栄。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは議案第 27 号の概要説明を行います。議案第 27 号 南風原小学校空調機整備工事の請負契約について。まず 3 ページの入札結果報告書をごらんください。令和元年 6 月 14 日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで 4,978 万円となります。8 企業体が入札に参加し、その結果、有限会社丸清産業を代表とする、有限会社丸清産業・金仲設備特定建設工事共同企業体が落札しました。4 ページをごらんください。工事の概要としましては、工事名が南風原小学校空調機整備工事、工事場所が南風原町字兼城地内。工期が令和元年 6 月 26 日から令和元年 11 月 22 日。

主な整備内容をご説明申し上げる前に、まず、資料の提出をしております議案第 27 号から議案第 32 号までの資料をご確認お願いします。今回の整備概要としまして、空調機はガ

ス方式の空調となっております。ガス方式と電気方式の空調の選択に当たりましては、今回資料を提供しております経済比較を行いました。整備を決定するに当たって、インシヤルコストと空調整備の法定年数13年間のメンテナンス料及び光熱水費などを合わせた維持管理費、メンテナンス料とか法定点検料、光熱水費などを合わせたトータルの経費で比較して、それで有利なものを選んでございます。まず表は、区分と概算額ということで、Aにガス方式、Bに電気、パッケージと書いていますのは、一般的に室外機と室内機が1対1で動くタイプのものでございます。Cの電気、マルチと書いてありますのは、複数の室内機を1台の室外機で運転する、一般的な事務所とかにつけられている集中管理方式のことを申しております。この比較の中では、一番インシヤルコストの安いBのパッケージを標準として比較させていただいております。まず、全体的に比較をしまして、各校の合計を下のほうに表示していますが、今回、南風原小学校の整備工事、上から3段目になりますが、インシヤルコストがAのGHPで3,703万4,000円、ランニングコストが1,518万5,000円、これは13年間の合計です。それに対して、パッケージのインシヤルコストが3,042万7,000円、ランニングコストが2,966万8,000円。それから、同じく電気のマルチが3,394万円、ランニングコストが3,499万円。合計で、中央のパッケージよりGHPのほうが787万6,000円安いという結果が出てございます。その右を見ていただいて、項目のほうに「A-B」と書いてありますのは、一番インシヤルコストの安いBとGHPを比較した場合の13年の差を出しております。インシヤルコストで660万7,000円ガスのほうが高い。しかし、ランニングコストにおきましては1,448万3,000円、ガスのほうが安いという計算になっています。この差を13年で割りますと、その右の111万4,000円。これは年間でランニングコストが100万円余安いという計算が出ております。さらに5.9と書かれていますのは「A-B」に書いているインシヤルコストの差分を、年間で有利になるランニングコストで割った場合、約5.9年、6年目にして逆転が起きるという試算となっております。以上のことから、南風原小学校空調設備についてはガス方式の採用。全体的に、ガス方式と電気方式を比較した場合、ガス方式のほうが有利という結果が出ております。トータルで7,048万9,000円の差が出て、トータル同士の差分で考えた場合でも、全体でも6年でガス方式が電気方式より有利になるという計算です。以上をもちまして、ガス方式としての選択を行いました。

引き続き概要のほうで説明を申し上げたいと思います。主な工事の内容は、整備教室が22室で、機械設備工事一式の中では、室内機42台、室外機6台の設置、また冷媒配管工事、ドレン配管工事となります。電気設備工事の中では、電気の配管、配線とキュービクル式高圧受電設備1個の追加があります。7ページの平面図をごらんください。色塗りの部分が整備教室の22室となります。5ページ、6ページについては有限会社丸清産業、金仲設備の工事实績となりますので、お目通しをお願いします。以上で議案第27号の概要説明とします。ご審議のほうをよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑いたします。この後の議案も関連すると思いますので、その辺もあわせて聞かせていただきたいと思います。まず、クーラーの設置、昨年度の3月の補正予算でクーラー設置については、私も予算に賛成しましたし、早目の設置で子供たちの学習環境を整えていただきたいと思います。補正予算のときも即決で決まりましたので、工事の内容等も含めて質疑をしたいと思います。そもそもの機器の選定については説明がありました。予算のときにも、オープン教室にどう対応するかとか、夏休み期間中にできるのかとか、生徒たちへの影響はどうかとか、いろいろ質疑が出ましたけれども、具体的な設計をしてみないとわからないということが主な内容だったと思います。設計の契約だったり、中身については、契約額が5,000万円以下ということで、議会には示されていませんので、きょうしか確認の機会がありませんので、4点ほど質疑をします。どのような工事の内容で行うのか。そしていつ完了するのかを、まず教えていただきたいと思います。

2点目に、先ほど言ったように予算も即決でありました。ただ、入札についても、今回追加議案ということで、なぜこの時期になったのか。1週間早ければ、議会にもこの契約の内容が出せたと思いますし、議運でも出るかでないかわからないということでした。もうちょっと早目に入札を行っていただければ、私たちも詳しく調べることができたし、また町民の皆さんにも説明することができたのではないかと思いますので、なぜこの時期だったのか。予算成立時点からの経過を教えてください。

3点目に、私は本会議の初日に、先ほど言ったようにこの件についても設計がどうなっているのか、どんな工事ですかということで資料を求めましたが、何か入札にもかかわるといって出していただけませんでした。何で資料も出さなくて、今回の十分な説明がなされないのか。この辺はどう考えているのか。やむを得ない事情だったのか、お答えください。

そして、この後の資料に出てきますけれども、全小中校合わせて大変大きな4億円近い工事になります。そういったところで指名の業者が幾つか重なっていますし、JVですけれども、落札者も重なっています。この辺、指名入札のあり方について、私は一般質問でもやりましたけれども疑問がありますので、その辺についてなぜそうなっているのか、お答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 まず工事内容と工期ですけれども、工期は今回示していますとおりの工期となりますが、6月26日から11月22日、当然我々としては、工事としては夏休み期間を利用しながら、小中学校に影響のないような形で早目に工事がしたいと考えていますが、工期としては、少し余裕を持ちまして11月22日までの工期を見ております。先ほどの工事ですけれども、全体的な集中方式のクーラーとなりますので、学校の授業に影響のないようにということで、夏休みを中心とした工事、それから導入については、業者が学校と調整を行いながら、行う形となります。

なぜこの時期になったかということですが、まず設計が、年度ぎりぎりいっぱい3月までかかったということもあるのですが、それ以降、年度が変わりますので、単価の入れかえ

とか早々の作業を行うとこの時期になっていくと。またその経過の中で、先ほど行いました経済比較とか、そういう作業も一緒にやっておりましたので、時期としてはこれが目いっぱいという形でございます。

資料としましては、今回示した議案第 27 号から議案第 32 号の経済比較をもって資料としているのですが、あとはガス方式であるということと、それから平面図で示している工事の場所がこういった場所であるということ、資料として提供したつもりでございます。

指名競争入札についてですが、今回の指名については町内の業者となるのですが、電気工事の配管工事等の 3,000 万円以上については、J V による工事になりますので、J V の指名を、A 票、B 票…、1 票、2 票のほうで町内事業者を指名した形の中から、その事業者がおのおのに企業体を組んできたという入札の形となっております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 44 分）

再開（午前 10 時 44 分）

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回の発注の中では、機器の導入という形となっていて、オープン教室の部分については、先日からありましたように、空気が流出してしまったりということで、冷気がうまくたまらないのではないかと懸念があると。その部分については、この工事を行いながら、完了とあわせて、この機械が使える時点までには、オープン教室に対してカーテンであるとか、そういう形での工事とか、そういったものを検討していくということでございます。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 工期については、11 月 22 日までの間で、余裕を持ってとっていると。主には夏休み中心でやると伺いました。ただ、今の工事の内容、機器の選定でもいろいろとランニングコスト等もありますけれども、オープン教室の対応とか、そういった部分がカーテンになるのか、壁になるのか、よくわかりませんが、仮にカーテンとなった場合、恒久的な設備なのか。また、それを見越したランニングコストになっているのか。極端に言うと、これが密閉、空間が変われば冷気が漏れると、私は考えますが、それが前提になって、このコストでいいのか、その辺がわかりませんが、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。場合によっては、夏休みで終わらなければ 11 月まであるわけですから、仮に、間違っても授業中にやるということはないと理解しますが、授業に支障のない範囲での作業、そういったものが担保されるのか。そういったところも含めて、1 点目について再度教えてください。

2 点目ですが、設計等の時間がかかって、目いっぱい急いだけれどもこの時期になったということですが、この辺は 3 月の予算の時点でも、やはりあのときは、国の緊急対策みたいなものですので、理解はできますけれども、やはり全小中学校に係る、しかも町長も選挙で公約に上げていますし、私たち多くの議員もこのクーラーを求めていたところですから、も

うちちょっと説明をすることを考えると、急いだということは非常にありがたいことですが、あと1週間、2週間、できたのではないかと思います。これは、理解はしますけれども、今後のことも含めてしっかり説明責任を果たす上でも、時期についてはもう少し前倒しするべきだったと私は認識しています。この答弁は結構です。

3点目、資料提供もですが、これはきのう付の追加議案ですので、議案の配付にあわせて資料が来たという理解を私はしています。今、答弁の中では十分な資料を提供しているということでしたが、この辺も含めて、本来であれば入札前だったと。何が入札にかかわる資料で、先週の時点で出せなかったのかというのは、私は疑問ですし、それも答えがなかったように感じます。先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり4億円近い工事の発注ですので、私たちも町民に説明責任があります。そういった部分では、もう少し丁寧な対応をしていただきたい。答弁は結構ですが、今後のことも含めて、ぜひとも十分な説明をしていただきたいとお願いを申し上げます。

そして4点目の指名ですが、今の答弁では、指名した業者がJVの業者を連れてきたということは理解できます。ただ、指名が重なっている。そして落札者も、確かにJVの代表者が連れてきたかもしれないけれども、結果的に落札しても重なっている。この後に出ますけれども、そういうことであれば、これも予算の段階で出ましたけれども、より広く町内の事業者の皆さんに仕事をやっていただく、そういった視点があつたのかなかつたのか。できる業者も限られていますし、方法によっても違ってくると思いますけれども、去る一般質問でもやりましたけれども、登録業者のうち町内業者が何社あつて、これだけ17社が連続で来るというのはおかしいという指摘をしまして。今回も重なっているのですか、どういう配慮がなされたのですか、そういった視点で質疑をしていますので、この点については適切な業者数、そういったことであつたならば、その辺も重ねて再度答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 4点目の業者の選定にあり方について、指名委員会で議論された内容について報告申し上げます。今回の指名については、2年に一度、新しく、いわゆる指名参加願いの更新の月に当たっています。今回の新しく指名参加願いを出した業者から選んだ、これが最初の工事であります。今回の工事は6件とも管工事が主であります。全てAクラスの工事になります。管工事は、全てで399件の申し込みがありました。その中で、Aクラスが122業者、町内が9業者です。そしてBランクと言いますのは、ルール上、直近の上位、下位については指名ができるということですので、Bランクが全部で65業者、うち町内業者が22、A、Bの町内業者で31業者です。今回は6つ、4小学校、2中学校の6工事で66業者、いわゆる工事ごとに11業者のチャンピオン、Aランクについては11業者指名ですから、今回6件出ていますので、それからすると66事業者が必要です。先ほど言いました業者は、町内業者A、Bを合わせて31業者です。どうしてもダブるわけです。また、町内業者優先というのは、これは町長の政策方針でありますから、指名委員会でもそれはダブってもやむを得ないということで判断していますので、今の質疑については、そう

ということがありましたと報告しておきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質疑にお答えします。まず初めに、先ほどの J V の話で 3,000 万円と申しましたが、今回は 5,000 万円以上の工事ということでの J V です。少し訂正させていただきます。

仕切りについての話ですけれども、今回検討しているのは、今回の補助事業の中では仕切りの壁については補助の対象になっておりません。今検討しているのは空気を外に出さないようにするようなカーテン等、簡易的なやつを検討しております。実際我々も、オープン教室がクーラーにどういう形で対応してきたかというのを、県内で調査させていただいたところ、南城市の馬天小学校にそういう事例がございましたので、検討させていただいております。

それから、工事が夏休みを超えることがないかということと、子供たちに配慮しているかということですが、万が一、夏休みを超えるような工事が発生した場合には、学校の行事がないような時間、土日を使っての工事という形で学校と調整を行っております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほどの 1 点を訂正させていただきます。先ほど、新しく指名参加願いを出した管工事に係る業者は 399 と申し上げましたが、この 399 というのは、電気工事と管工事、両方できるところがダブっていますので、管工事に絞りますと 233 業者であります。訂正します。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それから追加で、先ほどの工事の件ですけれども、授業に支障のないという範囲ですけれども、まず空調の室外機の設置、これについては子供たちの来ないようなところですが、電気工事等については一部、教室を使っていない時期、そういう時期にも行うことがあるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。7 番 大城 勝議員。

○7 番 大城 勝君 二、三、教えてください。空調整備対象の教室は全教室か。例えば普通教室なのか、音楽教室なのか、家庭教室なのか。そういったもろもろの特殊教室も含まれているのか。あるいは職員室はどうか。

それから 2 つ目、今の議案は南風原小学校ですが関連しますので、津嘉山小学校と北丘小学校の 1 教室当たりの契約金額に、津嘉山小学校の場合は 233 万円、北丘小学校の場合は 321 万円の差があるのはなぜか。

それから 3 つ目、整備は低学年の教室から実施されるのか。ぜひそうしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○議長 知念富信君 勝議員、これは該当するところで質疑をされたらどうですか。わかりました。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 基本的には、普通教室に対する工事となります。先ほどあった特

別教室とか管理用の教室については、既に整備が済んでいますので、基本的には普通教室が今回の対象となっています。

それから、金額的なものの中で差が幾つか出ていますのは、まず今回の工事の中で、キュービクルと言っている大きい電圧の変電器、それから安定器等が入った大きいボックスがあるのですが、今回の工事に伴って、学校全体の電気容量が変わることによって、その工事が発生する場所と発生しない場所。発生したとしても、中の基盤の改修工事だけで済む学校があります。さらにもう一つは、北丘小学校におきましては、空間的にオープン教室よりも壁がついている教室が多いということで、普通、密室の執務室だと全熱交換器というのがつくのですが、その全熱交換器がついているということがございます。さらにもう一つの差については、分電盤や配電盤、それから電気配線に、割と新しい学校と、どちらかというよりも以前からのもので配線管の容量が違うために、そのやりかえの工事等が入ったことによる違いが出ております。

工事の順序については、基本的に弱い者たちのところから行いたいということは、教育委員会でも考えてはいるのですが、ただ教室の上階、下階がございまして、そういった関係もありますので、できるだけその辺の考慮はするのですが、基本的に工事は一括して全部一遍に終わるという手続をとっていますので、工事がスムーズに行く方法を学校と検討して、準備を進めております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 工期が6月から11月までですので、それぞれの学校がどのときに、夏休みが終わってまだまだ暑いときになるのか、その辺の様子はわかりませんが、とにかく低学年の子供たちにとって、高学年より暑さに対する負担度というのは大きいですから、その辺も考慮してやっていただくようお願いします。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 関連しますので全部通してあれなのですが、入札の辞退がすごく多いような気がします。せっかく入札の申し込みをしても、今回の南風原小学校でも4業者。ほかのところでも大分あるのですが、何で辞退するのかというのが1つ。

それからもう一つは、もっと分割発注できなかったのか。要するに、先ほど、町内業者は少なくてもA、B合わせて31だったということですが、もっともっと分割して、例えば1階、2階、3階と分けられなかったのか。例えば1階で何業者も入ってくると大変だろうけれども、1階、2階、3階だったらできるのではないかと。多くの業者にやってもらうことはできなかったのかというのが1つ。

それからもう一つは、先ほど工期が6月から11月とおっしゃっていましたが、分割すればもっと早くできるのではないかと思うんですね。そういうことです。

それからもう一つは、6校を合計しますと大体4億円ぐらいですよ。当初、繰り越しをしたりいろいろしたのが、町債も補助も全部含めると8億円ぐらいあったと思うのですが、その残りの金額というのは、例えば間仕切りの工事をするとか、要するに国庫の補助の対象

外のところ、単費でやらないといけないというところだと思うのですが、これはあくまでも空調そのもので、残りの部分は附帯工事といえますか、そういうものだという事なのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 入札の辞退については、こちらのほうでなぜかというのは聞いていませんので、把握しておりません。

今回の工事については、かなり事業者をたくさん活用できるようにということで、先ほど副町長からも答弁がありましたことを考慮してやっているものもあるのですが、これ以上の分割、それからいろいろな形で分けていくと、基本的には別の意味で経費の増、それから学校という環境ですから、子供たちの部活であるとかそういう安全対策も含めて、警備員であるとか、そういったものもどんどんふえてしまって、工事はなかなかスムーズにいかないのではないかと懸念するところです。4億円に対して、残りの部分については、我々のほうもまだその辺について調査が至っておりませんので、こちらとしても調べてみて、検討させていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 05 分）

再開（午前 11 時 05 分）

○議長 知念富信君 再開します。14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 工事業者が多くなれば、子供たちの授業に影響するのはわかります。そうであるならば、分割して夏休みの期間中にやるとか、そういうことをやって工事が早くなるのであれば、私はそのほうがいいのではないかと思いますけれども、多くの業者の皆さん方にやってもらうことが必要だと思います。ただ、辞退が多いというのが私は非常に気になる。それも同じ会社が辞退、あっちでもこっちでも辞退しているというのがあるものですから、詳しくは見ていないけれども、同じ業者が辞退しているというのがあったりして、1カ所を落としたから残りはもう辞退ということだったらまだわかるんですよね。ここで受けたからもういいと。だったら何のために入札に参加するのか。こういった入札の中身で辞退があるというのは、普通なんでしょうか。要するに、これぐらいは当然ということなのか。そこがどうもよくわからない。より多くの皆さん方にやってほしいから、分割をもっとやればいいのですが、今は学校ごとにやっているわけですから、その辺を受けないということがよくわからない。

それからもう一つ、この空調関係では6校で、私の計算は当たっていると思うのですが4億円余りです。皆さん方が空調関係を繰越明許でやったのは、国からの補助、それから町債も含めると大分ありますよ。8億円ぐらい。だから残りは調べてみないとわからないと言っているのですが、皆さん方が、予算はこれぐらい必要だということで、国からこれだけ来て、借金は幾らでということをやったわけでしょう、トータルで。それで空調にこれだけかかっているわけだから、残りはどうするのだろうと。そういったオープン教室とか、今度はカー

テンでやるというのですが、将来的には、ここは区切りをつけるということで、その予算は単費分なのか。それとも、その空調以外にも附帯工事がいろいろあるのか。今度は出てこないけれども、また次の機会にそういった工事の請負が出てくるといったことなのか。その辺をお聞きしたい。先ほどは調べてみますと言いましたけれども、皆さん方が出したものですから、きちんと把握しているはずですが、どうですか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 辞退者の考え方について質疑がありましたが、指名委員会では、6件の工事が一度に審査に付されていますので、この組み合わせは、先ほど言いました、Aの町内業者が9社、Bが22社、限定しますとどうしてもダブるといのは、これはもうやむを得ないということになります。それぞれが、例えばどの工事を本命としていたか。表現は正しいかどうかわかりませんが、それはもうそれぞれの業者が決めることであって、相手を選ぶのもそれぞれの業者、A業者がB業者の指名も通常はやりますので、そして議案どおり順序よく入札を執行していますので、先に落札した業者については、自主的にこの業者が辞退をしたと。そういう配慮をしたのだらうと私たちは理解をしています。という説明にしたいと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 寛諄議員の質疑ですが、当初の補助については、空調の補助ということでは、補助の対象にならないと聞いての予算計上でした。今おっしゃっているような附帯工事のほうで、そういったものが見られるのではないかとこの提案がございましたけれども、その辺については、我々もまだそういう確認をとっていませんでしたので、これが該当するかどうかという部分に、附帯工事がどこまでできるのかという部分については、確認してみないとわからないという意味で調べてみますという答弁でした。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時14分）

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 私のほうが少し勘違いをしておりました。寛諄議員のご質疑を私がカンの取り違えをしていましたので、再度答弁します。まず、一番最初に予算計上をして繰り越した額というのは、あくまでも概算額ですので、国の制度の基準とかから、最大発生し得るであろう経費を、うちの単価でもって計上しております。しかし、実際、現場のほうに設計を入れて調査等をして、いろいろな調査をしましたところ、設計額の金額が出たと。その差が設計の制度と概算の制度の差であると。差分については、実際に繰り越した額はあるのですが、実際、落札して入札した残りについては繰越残という形になります。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今の話でも私はよくわからないのですが、当初は概算だったと。それはわかります。それから減るのはわかるのですが、少なくとも今定例会の最初の日でした

か、繰越計算書が提案されて、ざっと計算をしても8億円ぐらいです。その中で、今度の工事は4億円ぐらい。先ほど設計とかいろいろ言っていたのですが、設計で残り4億円もかかったのかということです。だって足りないんだから。4億円ぐらい設計は少なくなっているんだから。最初の8億円ぐらいから、実際に今度の工事請負契約は6校合わせても4億円ぐらいですから。どうなっているのかということです。もし、概算で8億円、実際にやってみたら4億円だったんだから、それでもう終わりだと。例えば、財政計画の中で、毎年どれぐらい調査を編さんするというのを、皆さん方は書いてありますでしょう。あれは5年分しか書いていないのですが、7億円だから10年ぐらいで7,000万円ぐらいして、あれは5年分しか書いていなかったけれども、要するにあれが少なくなると。町債はこれ以上やなくていいということですよね。これだけで済むのでしたら。概算は8億円ぐらいだったけど、実際には4億円しかかかっていない。設計費を入れても幾らかプラスアルファになるけれども、そうだったら国からの補助は3分の1です。全部かかった分の3分の1ではなくて、国からの基準がありますから、その3分の1で残りは起債ですから。この起債の額が減りますという、私が聞いているのはこういう理解でよろしいですねということです。要するに、残った分は附帯工事とかそういうものに使わないんですね、ということです。その辺をお聞きしているのです。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議員のおっしゃるとおりです。我々が話をしておりましたのは、そういうことですが、工事の中で、附帯工事があったのかどうかは調べてみますと。該当するのかどうかは調べてみますということなのですが、今おっしゃっているように、最初の概算は、学校の必要面積とか単価とかで計上していた概算よりも、設計するとそういう価格で工事ができることがわかったので、残りは残という形になりますと。工事には使わないという形で考えております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 済みません、私たち新人議員の理解を、この機会に深めていただくためにも幾つかお伺いしたいと思います。つまり、今の寛諄議員のご質疑のお答えでは、この後、2期工事、3期工事の予定はないという理解でよいのかということです。

それと、寛諄議員がおっしゃったのとは全く逆の発想ですが、この6校の工事発注に際しては、いろいろな理由で分割されていますけれども、もしどこかやれるところがあれば、一括で受け取ってもらえれば資材費とか人件費がほとんど一緒だから、あとは経費の問題が大きく左右されるはずだから、それで低く抑えることができ、あとは皆さんが…、ここで言っている構成員というのは下請という理解でよろしいのかどうか、教えてください。JVとか下請などに、できるだけ町内の業者で分け合ってもらえればいいと思うのですが、あえて6校それぞれ別に発注している。そうすると6者それぞれの経費が発生する。そういうことを考えれば、一括にどこかにできれば、安くなるということはないのかということです。

13年間のメンテナンスで試算されたということですが、今回の発注に際しては、工事後、

何年間が保証されて、何年目以降に、いわゆる保守費用が発生するのかということ。そして、スイッチのコントロールはどこでやるのですか。例えば職員室にメーンがあって、各教室それぞれ、生徒が勝手に入れられるのか。あるいは温度の基準は何度からクーラーを使うのか。そういう目安はありますか。

それと、ガス式と電気の比較表をいただいていますけれども、ガス式を採用されると。冷暖房両用がありますけれども、冷房専用ということでしたね。私が聞いている限りでは、最も多く生産されているのは冷暖房両用だと。冷房専用はむしろ少ないのではないかとすると、買入れのコストの面でも、やはり冷房のほうでよかったのか。大量生産されている冷暖房両用のほうが安く買えなかったのかということ。

それから、各6校の教室が合計で142室ありますけれども、今回の発注はこれで全部網羅されているかということです。この後、どこか必要な教室、あるいは職員室とか別のところで冷房の設置が必要になってくることはあり得ないのかということ。

それと最後に、このどこかにあるのですが探しきれないのですが、先日いただいた面積による補助の計算がありましたね。あれがなかなか理解できないことなんです。去年の夏の終わりに安倍総理が補正予算で、前倒しで全国の学校に冷房を入れていくということをされたのですが、そのときは、何度も繰り返すように、50万円以下3割の補助を出す。それで皆さん早く入れなさいということだったと思います。私が初日に話しをしたように、結局89%は町債。総務部長にも伺いたいのですが、結局89%の町債が、今後どんな形で戻ってくるのか。国が3割補助しますと。後でもう少し詳しく聞かせてください。どのようにして計算をするのか。あの1枚ではなかなか理解ができないです。この後出てくる報告第8号の資料によると、結局、国・県の補助は11%しかないのです。この後、我々は約90%を負担しなければいけないのか。先ほど伺ったように、町債を発行して行って、その後、冷房のためにかかった費用のどのくらいが戻ってくるのでしょうか。約半額の費用で済むということは、私たちは今聞いてとても安心してはいますが、どのくらい戻ってくるのかもととても気になります。済みません、基本的なこともあったと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今回、6つの工事に分けて、学校ごとに工事を発注していますが、これを一つの工事まとめたほうが効率がいいのではないかとこの質疑だと理解しましたが、それについて、なぜ6つの学校ごとに分離したかと説明をしたいのですが、先ほど言いましたが、今回の工事は管工事、いわゆる機械設備の工事ですので、町の工事額に応じた、いわゆる単独で出るのか、JVを組むのか、そういう一つの決まりがありまして、管工事の機械設備について、5,000万円以上の工事については2者JVを、そして1億円を超えた場合には3者JVという町の基準を設けています。確かに、おっしゃるようないろいろな経費を見ますと、分割するとそれぞれに経費をかけますから、額的にはふえます。しかし、あえて6つの工事に分離分割したのは、やはり広く受注の機会を町内業者に与えるという観点で、町

内企業の育成という観点もあります。それを一つにまとめてしまうと、全く別の結果が出ていたのではないかと思います。4億円の機械設備工事となりますと、これを一発で受けるとなりますと、町内企業で、果たしてこれが受注できるかという懸念もあります。それよりは、町の決まったルール、5,000万円以上2者、1億円以上は3者JVというルールにのっとって、広く受注の機会を与える、町内企業を育成するという観点から分けたということであります。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 まず保証の部分ですけれども、メーカー保証は基本的に1年保証になります。保守については、法定点検を含めて最初から入ります。ただ、機器の故障についてはメーカー保証が1年ということになっております。故障での機器の交換になると、費用が発生します。保証の部分については1年。保証外の部分については費用が発生します。

コントロールについてですが、一括コントロールができるように、職員室にコントロールを置くのですが、基本的に各教室については、設計の段階、もしくは運用開始までに、各教室の温度等を調査して、空調が適正に稼働するように調整を行うと。さらには、何度からという部分については、基本的に役場は28度ということをやっているのですが、この辺については、今後学校と調整しながら適正な温度の設定と運用の方法については、調整していきたいと。今後、我々としては活用の方式とかについての要領であるとか、そういった部分を定めながら、適正な運用をやっていきたいと考えています。

それからガスの専用機ということで、以前の答弁でもありましたが、今回の機器は冷暖房がきく、我々のほうとしては冷房の話をしているのですが、冷暖房のきく一般的なガス方式のものが使用されております。両用です。冷暖房がきくものを今回はやっております。

教室は全教室かという質疑でしたが、実際、空き教室の部分、使われていない教室については補助の対象外になりますので、活用されている普通教室は、全て今回の事業で空調が入る形になります。

補助率の話がございましたが、資料にも提供していますけれども、基本的な補助金の考え方としては、文科省の認める面積に文科省の示した単価、要はうちの台帳面積、ここまです教室ですという面積が登録されているわけですが、それに文科省の示した平米当たりの単価を掛けて、対して3分の1が補助の対象という形になりますので、文科省の単価であるとか、それから面積が少し余裕めにとられている部分がありますと、それは対象外という形になるということがございます。実際、現場の単価との差が発生しますと、それは全部補助対象外の経費という形で、補助率の計算がスムーズに、わかりにくい形にはなっていると思いますけれども、そういう計算方式となっております。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは、起債の更生措置についてご説明いたします。ただいま教育部長が説明しました文部科学省の補助事業として認められた額の3分の1が国庫補助、残りの3分の2が地方債として借り入れをします。その補助事業の対象事業の3分の2に

関する起債については、後年度、6割の交付税措置があります。それ以外の文部科学省補助対象外事業については、100%起債をするのですが、それについては、交付税措置はありません。交付税措置については、補助対象事業の起債の6割となります。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。面積について、またゆっくり勉強します。どうもありがとうございました。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 まず、辞退の件がありましたけれども、例えば南風原小学校でいきますと、1番の方は入札者氏名が書いてあって「辞退」と書いてありますよね。3番の方は入札者氏名がなくて備考欄に「辞退」とあります。名前が書いてあって第1回のところに「辞退」のあるもの、氏名がなくて備考欄に「辞退」があるものは、私が思うに、会場に見えたけど辞退されたというのが1番で、3番は会場に見えなかったということだと理解しますけれども、そういう理解でいいのか。辞退される方の理由まで聞くことはないだろうと思えますけれども、会場に来てわざわざ辞退するというのも、礼儀としてそうしたのかよくわかりませんが、どのように理解をなさるのかお聞かせください。これが1つ。

それから機種といいますか、今回、いわば電気を燃料とする方式ではなくてガス方式のほうが全体としては安いという資料を示していただいて、ガス方式にしたという報告がありましたけれども、方式はそういうことにして、実際に設置される機械は全学校全教室、同じ機種なのか。あるいはサイズによって若干容量がいろいろあるだろうから、そこはちょっと違うにしろ、その辺の関係は機種として一つなのか。そこについてお伺いします。

それからこれも、先ほど寛諄議員と教育部長とのやりとり、私の感じていることと同じことを聞いているのか、そうではないのかよくわからなかったものですから、改めてお聞きするのですが、確か7.2億円でしたか。要するに、昨年度の予算に計上して今年度に繰り越されたクーラーにかかわる費用。主に設計、そして工事管理ですか、こういった内容があると思うのですが、この辺の大きな内訳ですね。実際に設計をしてみたらもっと安く済んだというのが先ほどのやりとりなのかと思っていましたが、大きく分けてそういうところに仕事というのを設計して施行する、それを管理する、こういう費用が大きくかかると私は理解しているのですが、このように分けられているのか。分けられると思うけれども、そうした場合の内訳はどうだったのかについて、お聞かせください。

そして通常、建物、個人が家をつくってもらう場合に、例えば1,000万円のものをつくるとした場合に、設計管理は普通5%ぐらいとかそういった話がされると思うけれども、この場合、どの程度の割合を占めていて、妥当だということなのか。こういったことについてお聞かせください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 辞退の件についてですが、それはご指摘のとおりで、あらかじめ指名されたのですが、事前に辞退された方と入札には参加したのですが、現場で辞退の届け

出があったものの違いでございます。

メーカーの部分については、仕様については同様の機種という形ではあるのですが、同じ機種というのは施工業者からこの機種を使ってよいかという形をもって、機種の選定となりますので、同一機種ということには限らないと考えております。

それから機械ですけれども、教室がつくられている材料とか形によって、どれだけのエネルギーで冷やせるかというのが変わりますので、その部分については、室外機の分が本来のエンジンとなりますので、その部分の出力が変わったりということがございます。設計と、その辺の概算での大きな違いの一つについては、先ほど説明を申し上げたのですが、今回の整備に当たって、電気の機材、トランスの大きなものがございます。キュービクルですね。その部分に変更があるかないかは調査しないとわかりませんでした。実際、電気配線管等についても、どういった形で行うかということがきちんと設計をしてみないとわからないということと、もう一つは先ほども言いましたように、その教室のつくりや材料によって、機材の出力が変わりますので、その辺での動きが大きな差額の変動になったと考えております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時39分）

再開（午前11時44分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 今回の工事の設計額は、6校で合計4億569万1,200円となります。済みません、休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時44分）

再開（午後0時59分）

○議長 知念富信君 再開します。答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 先ほどお答えしましたご質疑に対して、まず先に訂正をしたいと思っております。先ほどお答えしました4億5,691万2,000円の設計額については誤りでしたので訂正いたします。

先ほどご質疑のあった空調の落札額についての設計委託料の率については、3.4%となります。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時00分）

再開（午後1時00分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 設計委託料については1,377万円となっております。なお、管理委託料については、また今後の発注となります。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。この間、いついただいたか日にちは忘れましたが、5月30日付の文書、入札制度の改定等についてという文書をいただきましたが、たしかこれは、後で建設部長にお聞きしたのですが、商工会での説明会で用いた文書だと確認いたしましたけれども、この中には「建設工事等の予定価格についてはことし5月15日より事前公表を行っております」と書いてございますので、この建設工事等というのは、今回議題となっている機械工事の空調整備工事を含みますか。含むのであれば、今回は工事だから、管理は別なかわかりませんが、管理については、トータル6校で公表できることになるのであれば聞かせてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ではまず、5月30日に商工会にお配りしました建設工事等の文言についてですけれども、この「等」は先ほどの説明にもございました電気工事、管工事等についても建設工事ということで含んでおります。またこの「等」につきましては括弧書きで書いていますとおり委託業務です。建設コンサルタント業務等を含めて「等」ということでまとめてありますので、ご理解のほどお願いします。5月15日から事前公表を行っておりますので、今回の工事につきましても予定価格の事前公表を行っております。管理は今からですので、これからの発注ですので、もちろん…。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時03分）

再開（午後1時03分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 済みません、答弁が漏れておりましたのでお答えします。管理委託業務につきましても、当然、予定価格の事前公表の対象となります。以上です。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時04分）

再開（午後1時06分）

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 管理委託費の予定価格も事前公表の対象となっております。まだ予定価格の設定は行われていませんので、現時点での公表はできません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第27号については、委員会の付託

を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。
（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 27 号南風原小学校空調機整備工事の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 11. 議案第 28 号 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約について

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 28 号 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 28 号 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約について津嘉山小学校空調機整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 津嘉山小学校空調機整備工事。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 72,325,440 円。4. 契約の相手方 株式会社新共電気工業・株式会社寿開発特定建設工事共同企業体 代表者 住所 沖縄県那覇市字国場 1183 番地 8 商号 株式会社新共電気工業 氏名 代表取締役新垣 勇誠。構成員 住所 沖縄県那覇市字上間 236 番地 商号 株式会社寿開発 氏名代表取締役金城幸雄。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議案第 28 号 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約について概要を説明いたします。まず 3 ページの入札結果報告書をごらんください。令和元年 6 月 14 日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで 6,696 万 8,000 円となります。指名 11 企業体のうち 7 企業体が入札に参加し、その結果、株式会社新共電気工業を代表とする、株式会社新共電気工業・株式会社寿開発特定建設工事共同企業体が落札しました。4 ページをごらんください。工事の概要としては、工事名が津嘉山小学校空調機整備工事、工事場所は南風原町字津嘉山地内。工期は令和元年 6 月 26 日から令和元年 11 月 22 日。

主な工事内容は、整備教室が 31 室で、機械設備工事一式では、室内機 61 台、室外機 8 台を設置、また冷媒配管工事、ドレン配管工事となります。電気設備工事一式では、電気の配管、配線工事とキュービクルのトランス改修となります。7 ページをごらんください。平面図において色塗りの部分が整備教室の 31 教室となります。5 ページ、6 ページには株式会社新共電気工業、株式会社寿開発の工事实績表となります。お目通しをお願いします。以上で議案第 28 号の概要説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 28 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 28 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 28 号津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 12. 議案第 29 号 北丘小学校空調機整備工事の請負契約について

○議長 知念富信君 日程第 12. 議案第 29 号 北丘小学校空調機整備工事の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 29 号 北丘小学校空調機整備工事の請負契約について 北丘小学校空調機整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 北丘小学校空調機整備工事。 2. 契約の方法 指名競争入札による契約。 3. 契約金額 102,924,000 円。 4. 契約の相手方株式会社石川電設・有限会社南部開発工業・有限会社三国電工特定建設工事共同企業体 代表者 住所 沖縄県那覇市首里山川町 2 丁目 61 番地の 33 商号 株式会社石川電設 氏名 代表取締役石川美保子。構成員 住所 沖縄県那覇市字真地 47 番地 1 商号 有限会社南部開発工業 氏名 取締役上原 昇。同じく構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字照屋 292 番地 1 商号 有限会社三国電工 氏名 代表取締役幸地兼昭。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは議案第 29 号 北丘小学校空調機整備工事の請負契約について概要を申し上げます。まず 3 ページの入札結果報告書をごらんください。令和元年 6 月 14 日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで 9,530 万円となります。11 企業体の指名うち 10 企業体が入札に参加し、その結果、株式会社石川電設を代表とする、株式会社石

川電設・有限会社南部開発工業・有限会社三国電工特定建設工事共同企業体が落札しました。4ページをごらんください。工事の概要としては、工事名が北丘小学校空調機整備工事、工事場所は南風原町字宮平地内。工期、令和元年6月26日から令和元年11月22日。

主な施工内容といたしましては、整備教室数が32教室で、機械設備工事一式の中で、室内機64台と室外機6台の設置、北丘小学校においては全熱交換器の工事がございます。また冷媒配管工事、ドレン配管工事がございます。電気設備工事一式では、電気の配管、配線、キュービクルの1台増設がございます。8ページの平面図をごらんください。色塗り部分が整備教室の32教室となります。5ページ、6ページ、7ページには株式会社石川電設、有限会社南部開発工業、有限会社三国電工の工事実績表となります。お目通しをお願いいたします。以上で議案第29号の概要説明といたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第29号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第29号北丘小学校空調機整備工事の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第30号 翔南小学校空調機整備工事の請負契約について

○議長 知念富信君 日程第13. 議案第30号 翔南小学校空調機整備工事の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第30号 翔南小学校空調機整備工事の請負契約について 翔南小学校空調機整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年南風原村条例第6号）第2条の規定により議会の議決を求めます。記1. 契約の目的 翔南小学校空調機整備工事。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 58,968,000円。4. 契約の相手方 沖縄環境企画株式会社・金仲設備特定建設工事共同企業体 代表者 住所 沖縄県那覇市

字仲井真 107 番地 商号 沖縄環境企画株式会社 氏名 代表取締役大城安世。構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字宮城 419 番地 商号 金仲設備 氏名 代表者仲里文栄。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議案第 30 号 翔南小学校空調機整備工事の請負契約について概要を説明します。まず 3 ページの入札結果報告書をごらんください。令和元年 6 月 14 日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで 5,460 万円となります。指名 11 企業体のうち 9 企業体が入札に参加し、その結果、沖縄環境企画株式会社を代表とする、沖縄環境企画株式会社・金仲設備特定建設工事共同企業体が落札しました。4 ページをごらんください。工事の概要としては、工事名が翔南小学校空調機整備工事、工事場所が南風原町字喜屋武地内。工期が令和元年 6 月 26 日から令和元年 11 月 22 日。

主な施工内容は、整備教室数が 21 室で、機械設備工事一式で、室内機 40 台と室外機 6 台の設置、また冷媒配管工事、ドレン配管工事となります。電気設備工事一式では、電気の配管、配線工事、キュービクルの改修工事となります。7 ページの平面図をごらんください。色塗りの部分が整備教室 21 教室となります。5 ページ、6 ページについては沖縄環境企画株式会社、金仲設備の工事実績表となります。お目通しをお願いいたします。以上で議案第 30 号の概要説明とします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 30 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 30 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 30 号翔南小学校空調機整備工事の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 14. 議案第 31 号 南風原中学校空調機整備工事の請負契約について

○議長 知念富信君 日程第 14. 議案第 31 号 南風原中学校空調機整備工事の請負契約

についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 31 号 南風原中学校空調機整備工事の請負契約について
南風原中学校空調機整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 南風原中学校空調機整備工事。
2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 52,920,000 円。4. 契約の相手方
カイ総合設備・三栄技研特定建設工事共同企業体 代表者 住所 沖縄県那覇市字真地 388 番地の 6
商号 株式会社カイ総合設備 氏名 代表取締役比嘉常雅。構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字神里 229 番地の 6
商号 有限会社三栄技研 氏名 代表取締役安次富幸常。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議案第 31 号 南風原中学校空調機整備工事の請負契約について
概要を説明します。まず 3 ページの入札結果報告書をごらんください。令和元年 6 月 14 日
に入札を行いました。落札額が消費税抜きで 4,900 万円となります。10 企業が入札に参加し、その結果、株式会社カイ総合設備を代表とする、株式会社カイ総合設備・有限会社三栄技研特定建設工事共同企業体が落札しました。4 ページをごらんください。工事の概要としては、工事名が南風原中学校空調機整備工事、工事場所、南風原町字兼城地内。工期は令和元年 6 月 26 日から令和元年 11 月 22 日。

主な施工内容は、整備教室数が 18 室、機械設備工事一式では、室内機 34 台と室外機 6 台の設置となります。また冷媒配管工事、ドレン配管工事となります。電気設備工事一式では、電気の配管、配線工事となります。7 ページの平面図をごらんください。色塗りの部分が整備教室 18 教室となります。5 ページ、6 ページについては株式会社カイ総合設備、有限会社三栄技研の工事实績表となります。お目通しをお願いします。以上で議案第 31 号の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 31 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 31 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 31 号南風原中学校空調機整備工事の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 15. 議案第 32 号 南星中学校空調機整備工事の請負契約について

○議長 知念富信君 日程第 15. 議案第 32 号 南星中学校空調機整備工事の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 32 号 南星中学校空調機整備工事の請負契約について 南星中学校空調機整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 南星中学校空調機整備工事。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 58,860,000 円。4. 契約の相手方 有限会社オーケイ設備・有限会社三栄技研特定建設工事共同企業体 代表者 住所 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 529 番地 商号 有限会社オーケイ設備 氏名 代表取締役大城盛二郎。構成員 住所 沖縄県島尻郡南風原町字神里 229 番地の 6 商号 有限会社三栄技研 氏名 代表取締役安次富幸常。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議案第 32 号 南星中学校空調機整備工事の請負契約について概要を説明します。3 ページの入札結果報告書をごらんください。令和元年 6 月 14 日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで 5,450 万円となります。指名 11 企業体のうち 8 企業体が入札に参加し、その結果、有限会社オーケイ設備を代表とする、有限会社オーケイ設備・有限会社三栄技研特定建設工事共同企業体が落札しました。4 ページをごらんください。工事の概要としましては、工事名が南星中学校空調機整備工事、工事場所が南風原町字照屋地内。工期は令和元年 6 月 26 日から令和元年 11 月 22 日。

主な施工内容としては、整備教室数が 18 室、機械設備工事一式では、室内機 38 台と室外機 5 台の設置、また冷媒配管工事、ドレン配管工となります。電気設備工事一式では、電気の配管、配線工事となります。7 ページの平面図をごらんください。色塗りの部分が整備教室 18 教室となります。5 ページ、6 ページについては有限会社オーケイ設備、有限会社三栄技研の工事実績表となります。お目通しをお願いします。以上で議案第 32 号の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 済みません、一つお伺いします。その前に、私は午前の質疑の中で言葉をつけ加えさせていただきたいと思っております。経費を安くするために一括で発注する方法

はどうだろうと伺いましたけれども、当然、副町長がおっしゃったように、町内の企業に幅広くということは十分に理解しています。言葉が足りなかったかもしれませんが、つけ加えさせてください。

それで質疑は一つですが、たしか全国で対象の教室が 28 万室ぐらいだったのではないかと思います。そうすると、今度、全国で一斉に工事が始まる。1つの教室で2台以上の室内機をつけるところも幾つかあります。例えば、室内機1つとってみると、28万室掛ける2台だと 56万台から 60万台ぐらいの室内機が必要だろうと。そうすると、国内外で生産するのでしょうか、物の確保についての見通しは大丈夫だと見えていますか。11月までの工事は、そういったことも見込んでおられるのでしょうか。お伺いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 入札の後、その辺については大丈夫ですかと、一応は聞いております。会社としてはこの工期でできるという前提で了解をしていると。確保はできるだろうということでございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 32 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 32 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 32 号南星中学校空調機整備工事の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 16. 陳情第 12 号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情

○議長 知念富信君 日程第 16. 陳情第 12 号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは陳情第 12 号 「義務教育費国庫負担堅

持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について報告いたします。審査の経過 本案は、6月11日に本会議において、本委員会に付託されたものであります。委員会では6月12日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど意見書を提出予定でございます。提出者は金城憲治議員であります。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第12号「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17. 意見書第1号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書

○議長 知念富信君 日程第17. 意見書第1号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第1号。令和元年6月21日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 金城憲治、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、大城勇太、玉城 勇、照屋仁士、宮城寛諄、大城真孝。「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書 日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、

現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら政府は、昭和 60 年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられ、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。現在においても、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。つきましては、以下の事項を強く求めます。

記 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。令和元年（2019 年）6 月 21 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。以上です。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 1 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第 1 号「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決すること

に決定しました。

日程第 18. 陳情第 13 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情

○議長 知念富信君 日程第 18. 陳情第 13 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは陳情第 13 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてご報告いたします。審査の経過 本案は、6 月 11 日に本会議において、本委員会に付託されたものであります。委員会では 6 月 12 日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採決であります。措置に関しましては、後ほど意見書を大城勇太議員より提出いたします。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第 13 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 19. 意見書第 2 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書

日程第 20. 意見書第 3 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書

○議長 知念富信君 日程第 19. 意見書第 2 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書及び日程第 20. 意見書第 3 号 「30 人以下学級早期完全実現」のための意見書についてを一括議題とします。まず本案に対し、提出者から趣旨説明を求めます。6 番 大城勇太議員。

○6 番 大城勇太君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第 2 号。令和元年 6 月

21日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 大城勇太、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、玉城 勇、金城憲治、照屋仁士、宮城寛諄、大城真孝。「30人以下学級早期完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「30人以下学級早期完全実現」のための意見書 日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状態です。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。近年、30数年ぶり教職員定数の改正など、ある一定進んできました。2011年度は小学校1年生において「35人定数」を実現し、2012年度に加配定数で「小学校2年生まで35名定数」が拡大しています。沖縄県は独自の少人数学級施策として、小学校1年2年で条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から小学校3年で「35人以下学級」、2014年度から中学校1年で「35人以下学級」、2016年度から小学校4年生で「35人以下学級」、2017年度から小学校5年生で「35人以下学級」、2018年度から小学校6年生で「35人以下学級」を進展させています。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

記 一、段階的に「35人以下学級」を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに実施すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和元年（2019年）6月21日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

続きまして意見書第3号を読み上げます。意見書第3号。令和元年6月21日。南風原町

議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 大城勇太、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、玉城 勇、金城憲治、照屋仁士、宮城寛諄、大城真孝。「30人以下学級早期完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

条文に関しましては、意見書第2号と同じとなっておりますので割愛させていただきます。それでは記から読み上げていきたいと思います。

記 一、段階的に「35人以下学級」を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに国に実施するよう要請すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して計画的に行うこと。一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年(2019年)6月21日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。以上、よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第2号、意見書第3号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第2号、意見書第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第2号「30人以下学級早期完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより意見書第3号「30人以下学級早期完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 21. 陳情第 17 号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情

○議長 知念富信君 日程第 21. 陳情第 17 号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第 17 号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情 審査の経過 本件は、6 月 11 日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では 6 月 14 日に審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど岡崎 晋議員より意見書及び決議を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第 17 号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 22. 意見書第 4 号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書

日程第 23. 意見書第 5 号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書

日程第 24. 決議第 3 号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議

○議長 知念富信君 日程第 22. 意見書第 4 号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書、日程第 23. 意見書第 5 号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書、日程第 24. 決議第 3 号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議についてを一括議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 それでは読み上げて提出いたします。提出先が 3 つほどにわたって

少し長くなります。意見書第4号。令和元年6月21日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 岡崎 晋、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城 毅。北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書 去る4月13日未明、北谷町で発生した在沖米海軍兵による凶悪な女性殺害事件に、深い悲しみとともに大きな衝撃を受けている。被害者女性を殺害した後に自殺した加害者米海軍兵は、今年1月から事件当日まで被害者女性への（接近・接触）を禁止する軍事保護命令の対象者であり、身の危険を感じ米軍へ訴えていた被害者女性は保護対象者であった。それにもかかわらず米軍は、女性を保護するどころか加害者海軍兵に（外出・外泊）許可を与えた。この惨事は、米軍が被疑者へ外出許可さえ与えていなければ、また、県民が望む駐留兵への基地外行動の規制を強化さえしていれば防げた可能性がある。事件が発生した4月は、2016年に殺害された女性の三年忌に当たる。事件後、日本政府は「パトロール」を実施したが、何の予防策にもならず、形骸化した対策であったことは明らかである。これまで事件が起こるたびに米軍は「綱紀粛正」「教育の徹底」を誓ってきた。しかし、その後も事件、事故は繰り返され、県民は裏切られ続けている。県民の命よりも米軍を優先する日米両政府に強い憤りを感じずにはいられない。更に、痛恨極まりないことは、この惨事を目の当たりにした第一発見者が幼い子どもだったということである。母親の無念、子の恐怖、精神的苦痛は計り知れない。被害者の遺族に対する十分な支援ときめ細やかなケアが求められる。また、社会的に起こりがちな被害者、遺族へのバッシングなどの二次被害が起こらないよう、徹底したプライバシーの保護と配慮を強く求める。日本国憲法の下に復帰してから47年、今もなお、米軍人、軍属による事件事故は後を絶たず、平和憲法の保護を受けることなく県民の命は危険にさらされ、人権は蹂躪され続けている。繰り返される米軍人、軍属による事件、事故に何の再発防止策も講じることのできない日米両政府へ強い憤りを持って抗議するとともに、規律を守れない米軍には自国に撤収してもらい、沖縄に暮らす人々の「こころ」と「命」を尊重できる日米両政府であることを強く求める。

記 一、日米両政府は、被害者遺族への謝罪と適正な補償を速やかに行うこと。一、日米両政府は、被害者遺族の保護と継続的なケアをきめ細やかに行うこと。一、日米両政府は、真実を究明し、事件の全容を公表するとともに、再発防止策を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年（2019年）6月21日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、特命全権大使（沖縄担当）。

引き続き意見書第5号を提出いたします。意見書第5号。令和元年6月21日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 岡崎 晋、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城 毅。北谷町で発

生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

以下、文章の同じ箇所については省かせていただきます。

記 一、沖縄県は、被害者と遺族の保護を日米両政府に求めていく被害者支援窓口を強化すること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。令和元年（2019 年）6 月 21 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事。

引き続き、決議第 3 号を提出いたします。決議第 3 号。令和元年 6 月 21 日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 岡崎 晋、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城 毅。北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議 上記の決議を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議。以下、文章の同じ箇所については省かせていただきます。

記 一、日米両政府は、被害者遺族への謝罪と適正な補償を速やかに行うこと。一、日米両政府は、被害者遺族の保護と継続的なケアをきめ細やかに行うこと。一、日米両政府は、真実を究明し、事件の全容を公表するとともに、再発防止策を講ずること。一、米軍は、兵士の基地外行動の規制を強化し、実行徹底すること。以上、決議する。令和元年（2019 年）6 月 21 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 アメリカ合衆国大統領、駐日米国大使、在沖米軍四軍調整官、在沖米国総領事館総領事。以上です。皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 4 号、意見書第 5 号、決議第 3 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第 4 号、意見書第 5 号、決議第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第 4 号北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより意見書第5号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより決議第3号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25. 報告第8号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正について

○議長 知念富信君 日程第25. 報告第8号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第8号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正について。標記について、令和元年第2回定例会の報告第2号にて報告しました内容を一部訂正し報告いたします。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、報告第8号についてご説明いたします。今定例会の報告第2号で報告いたしました繰越明許費繰越計算書につきまして、初歩的な確認ミスにより、今回の訂正の報告となったことをおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは内容についてご説明いたします。配付いたしました報告第8号の資料とあわせて、繰越計算書をごらんください。まず、繰越計算書の訂正箇所については、3款2項、保育所等整備交付金事業の財源内訳についてでございます。繰越手続をとった各事業の限度額の合計11億4,126万円及び翌年度繰越額の合計10億8,291万4,970円に訂正はございませんが、翌年度繰越額に係る財源内訳の訂正となります。3款2項 児童福祉費の保育所等整備交付金事業の財源内訳につきまして、訂正前、一般財源142万2,000円に含まれていた平成30年度歳入分69万3,000円を、既収入特定財源に訂正し、あわせて一般財源を72万9,000円に訂正するものでございます。原因としましては、3月29日に県より概算交付を受けておりましたこの補助金について、チェックミスでありまして、そのまま一般財源という形で計上しておりましたが、実際は69万3,000円を受け入れ済でしたので、既収入特定財源に計上し、訂正するものでございます。最終的な確認ができていなかったことによ

り、初歩的なミスでございました。このようなことがないように、しっかりと確認事務をとってまいります。おわびして報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 ただいまの報告について疑義がございましたら、質疑のある方はこれを許します。

「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第8号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正については、これをもって終了します。続けます。

日程第26. 陳情第1号 一般ごみの収集における町民の協力のあり方に関する陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第27. 陳情第2号 消費税率10%への引き上げ中止を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第28. 陳情第3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第29. 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第30. 陳情第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第31. 陳情第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第32. 陳情第8号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第33. 陳情第10号（平成30年） 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第34. 陳情第9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第35. 陳情第10号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引上ることを求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第36. 陳情第11号 公契約条例の制定を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第37. 陳情第14号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移

転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 38. 陳情第 15 号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 39. 陳情第 16 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する決議案採択のお願い（閉会中の継続審査の申し出について）

○議長 知念富信君 議事日程表に記載があります日程第 26 の陳情第 1 号から日程第 39 の陳情第 16 号までの閉会中の継続審査の申し出についてを一括議題とします。総務民生常任委員長と経済教育常任委員長からそれぞれ委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 40. 決議第 4 号 閉会中の議員派遣について

○議長 知念富信君 日程第 40. 決議第 4 号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 知念富信君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和元年第 2 回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午後 2 時 18 分）